

## 精神医療審査会委員等研修事業実施要綱

### 1 目的

平成 25 年 6 月の精神保健福祉法の改正により、精神障害者の地域生活への移行を促進するため、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直しが行われ、退院等の請求についても入院者本人とともに家族等が規定された。

それに伴い、退院請求等の審査処理を行う精神医療審査会の構成委員の見直しが行われることとなったため、精神医療審査会の機能強化、審査充実及び法改正内容の周知等を図ることを目的として、審査会委員及び精神保健指定医等に対する研修を実施する。

### 2 補助対象事業

本要綱に定める事業を実施する団体を、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす団体のうち、厚生労働省が設置する評価検討会による審査を経て採択されたものに対し、補助するものとする。

### 3 実施主体

競争により国が選定した民間団体

### 4 事業の内容

精神医療審査会委員等研修の実施

### 5 個人情報保護

研修事業に従事する者及び研修者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

### 6 実施状況の報告

実施主体である民間団体は、研修事業の実績等をまとめた報告書を作成し、事業終了後 1 ヶ月以内または翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課精神医療係あてに提出すること。

### 7 費用の支弁

本事業に要する費用は、民間団体が支弁するものとする。

ただし、受講者の交通費や滞在にかかる費用については、研修受講者の負担とする。

## 8 経費の補助

国は民間団体が事業の実施のために支弁した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

また、民間団体は、国の補助を受けようとするときは、別に定めるところにより予め国に協議するものとする。

## 9 その他

この要綱は、公布の日から施行するものとする。